

マイナンバー違憲訴訟・東京 第 8 回口頭弁論（2018.2.20）提出書証 URL 一覧

このファイルに収録した書証（甲 16 号証～甲 37 号証）は、モノクロのコピーのために読みにくいほか、インターネット上の新聞社など商業サイトの記事のコピーが含まれていました。

このため、いらないネット Web 担当の責任で以下の一覧表（マイナンバー違憲訴訟・東京 第 8 回口頭弁論（2018.2.20）提出書証 URL 一覧）を作成し、商業サイトの記事はこのファイルから削除しています。

この URL にある文書は、提出された書証と完全に一致するものではないなど、以下の点にご留意ください。

（１） 政府文書（甲 16 号証～甲 20 号証）

政府文書については、政府が公開している元文書の URL を収録しました。カラー版の原資料にアクセスできます。

政府文書は公開時期などによって、同じ文書とみられるものでもバージョンアップなどにより、一部の内容に異同を含む場合があります。ご注意ください。

（２） その他の文書（甲 21 号証の 1～甲 37 号証：本ファイルには収録していません）

インターネット上の民間報道機関などによる記事については、一覧表に URL と記事タイトル、日付を収録することで、原資料へのアクセスを提供したうえで、提出された書証そのものは本ファイルから削除しました。

なお、URL の冒頭に ×印をつけたものについては、公開期間の終了などのために、本一覧作成の時点でアクセスできなかったものです（○印でも、その後の経過で公開終了などのためアクセスできなくなる場合があります）。これらについては、記事タイトル・日付を使い新聞縮刷版などでアクセスしてください。

インターネット上のこれらの記事についても、書証提出後に記事の修正や追加などが行われている場合があります。ご注意ください。

2018.3.20

共通番号いらないネット Web 担当（NT）

■政府文書

書証番号	作成者	タイトルと日付
		URL
甲 16 号証	総務省	「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」
		○ http://www.soumu.go.jp/main_content/000477828.pdf
甲 17 号証	総務省	「マイナンバー制度関連システム全体概要図」
		○ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai63/siryou1.pdf
甲 18 号証	国（内閣総理大臣）	「参議院議員福島みずほ君提出番号法、個人情報保護法に関する質問に対する答弁書」
		○ http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/189/touh/t189136.htm
甲 19 号証	総務省	「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）へのマイナンバー記載の一部見直しについて」
		○ http://www.bango-iranai.net/news/pdf/20180130-207-2.pdf
甲 20 号証	総務省	「地方税法施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年総務省令第 83 号）
		○ http://www.soumu.go.jp/main_content/000524575.pdf

■インターネット上の民間報道機関などによる記事（本ファイルに未収録）

書証番号	作成者	タイトルと日付
		URL
甲 21 号証の 1	東京新聞	「住民票に誤ってマイナンバー記載 茨城・取手市で 69 人分を発行」 2015 年 10 月 13 日
		× http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/201510/CK2015101302000038.html
甲 21 号証の 2	日本経済新聞	「マイナンバー、札幌市も住民票に誤記 危機の操作ミスで」 2015 年 10 月 15 日
		× http://www.nikkei.com/article/DGXLZO92836570V11C15A0000000/
甲 21 号証の 3	産経ニュース	「マイナンバーをご記載 福島市、1 人に住民票交付」 2015 年 10 月 20 日
		× http://www.sankei.com/affairs/151020/afr1510200047-n1.html
甲 22 号証	産経ニュース	「マイナンバー記載、誤って別人の住民票郵送 北海道帯広市」 2016 年 2 月 12 日
		○ http://www.sankei.com/affairs/news/160212/afr1602120012-n1.html
甲 23 号証	山陽新聞デジタル	「倉敷市、住民票写しを誤送付 マイナンバー記載 直後に回収」 2017 年 9 月 14 日
		○ http://www.sanyonews.jp/article/596923/1/
甲 24 号証	日本経済新聞	「マイナンバー通知カード、5000 世帯分未作成 東京・葛飾」 2015 年 12 月 4 日
		× http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG04H31_U5A201CC0000/
甲 25 号証	毎日新聞	「マイナンバー 滋賀、静岡、秋田 5 市町 184 人分印刷漏れ」 2015 年 12 月 11 日
		○ https://mainichi.jp/articles/20151212/k00/00m/040/013000c
甲 26 号証	毎日新聞	「マイナンバー 大阪の 1977 人分作成漏れ」 2015 年 12 月 16 日
		○ https://mainichi.jp/articles/20151217/k00/00m/040/126000c
甲 27 号証	毎日新聞	「マイナンバー 男性 2 人に同一番号 香川と長野で」 2016 年 2 月 23 日
		○ https://mainichi.jp/articles/20160223/k00/00e/040/214000c

甲 28 号証	朝日新聞	「マイナンバー通知カード、また誤配達 高知と千葉」
		× http://www.asahi.com/articles/ASHC25KCKHC2ULFA01L.html
甲 29 号証	日本経済新聞	「マイナンバー配達、11 日時点で 1 割 11 月末までの配布困難」2015 年 11 月 12 日
		○ http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS12H32_S5A111C1EE8000/
甲 30 号証	河北新報	「＜マイナンバー＞また誤配達 照合作業怠る」2015 年 11 月 18 日
		× http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201511/20151118_23038.html
甲 31 号証	産経 WEST	「別人のマイナンバー通知カード渡す 大阪市鶴見区で誤交付、回収へ」2016 年 2 月 6 日
		○ http://www.sankei.com/west/news/160206/wst1602060066-n1.html
甲 32 号証	産経 WEST	「マイナンバー取り違え、封筒の宛先確認不十分 三重・菰野」2016 年 2 月 28 日
		○ http://www.sankei.com/west/news/160228/wst1602280061-n1.html
甲 33 号証	朝日新聞	「ツタヤ、マイナンバーを本人確認に使用 国の求めに反し」2016 年 1 月 26 日
		× http://www.asahi.com/articles/ASJ1T54MJJ1TUOHB017.html
甲 34 号証	不明 (J-CAST)	「1129」「2929」で焼肉無料に一転「待った！」 マイナンバー利用の何が問題になったのか?
		○ https://www.j-cast.com/2015/11/11250393.html?p=all
甲 35 号証	日本経済新聞	「消費税還付にマイナンバー活用案 課題も多く」
		○ https://www.nikkei.com/article/DGXZZO76056900T20C14A8000065/
甲 36 号証	不明 (LINEBLOG)	「マイナンバーカードが保険証の代わりに 普及してないのになぜ?」
		○ https://lineblog.me/dessart/archives/13104438.html
甲 37 号証	YOMIURI ONLINE	「JAL 3.8 億円詐欺被害 ビジネスメールに割り込み偽請求」
		○ http://www.yomiuri.co.jp/science/goshinjuryutsu/20180109-OYT8T50178.html

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

平成29年3月

本ロードマップの目的

1

【策定の趣旨】

■マイナンバーカードの利便性を高めるための取組について、その内容を具体化するとともに、検討のスケジュールや実現の時期を明確にする観点から、本ロードマップを作成。

(参考)官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第13条第1項においても、「国は、個人番号カードの普及及び活用を促進するため、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講じるものとする。」とされている。

■本ロードマップに基づき、マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大の観点から、身分証等としての利用、行政サービスにおける利用、民間サービスにおける利用を推進するとともに、平成29年秋頃に本格運用が開始されるマイナポータル¹の利便性向上や、マイナポータル等へのアクセス手段の多様化を積極的に推進することとし、そのための関係府省の連携を強化。

■なお、本ロードマップについては、PDCAサイクルを確保する観点から定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを実施。

【本ロードマップの方向性】

1. マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大

(1) 身分証等としての利用

民間企業における本人確認書類としての活用を促進するとともに、官民における職員証・社員証・入退館証としての導入を推進。

(2) 行政サービスにおける利用

住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。

さらに、政府調達での利用や海外における公的個人認証機能の継続利用に向け検討。

(3) 民間サービスにおける利用

行政サービスに限定されず、金融やチケットなど民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取組を推進。

2. マイナポータルの利便性向上

平成29年秋頃に本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、情報提供等記録や自己情報の確認、ワンストップでの子育て関連手続の申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組を推進。

3. アクセス手段の多様化

各種の官民サービスに対し、パソコンのカードリーダーに接続して利用する方法だけでなく、スマートフォンやテレビからもアクセス可能となるよう検討。

項目	平成28年	平成29年	平成30年度以降
マイナンバー制度の動き	[平成27年10月～] マイナンバーの通知 [平成28年1月]から順次 マイナンバーの利用開始 ・社会保険分野(子育て、介護保険、医療保険、雇用保険) ・税分野(28年分所得の申告書、法定調書等の記載) ・災害対策分野(被災者名簿の作成) [平成31年通常国会(自派)に向けて検討] 戸籍変更、結婚実況、在外邦人の健康診断履歴、証券分野等において公共性の高い業務への導入について検討し法制上の措置 [平成28年1月～] マイナンバーカードの交付	[平成29年1月] 日本年金機構への提供・厚生労働省におけるマイナンバーの利用開始 [平成29年秋頃～] 情報連携の本格運用開始(7月から本格運用開始) ※日本年金機構は、平成29年11月末までの間で政府で定める日までは、情報連携ができず [平成29年秋頃～] マイナポータルの本格運用開始(7月から本格運用開始) ※国、地方公共団体の関係機関との連携を進める	[平成30年度]から 預貯金口座への付帯 情報連携の本格運用開始(7月から本格運用開始) ※日本年金機構は、平成29年11月末までの間で政府で定める日までは、情報連携ができず [平成29年秋頃～] マイナポータルの本格運用開始(7月から本格運用開始) ※国、地方公共団体の関係機関との連携を進める
公務員等や民間企業の職員証・社員証	国、地方公共団体、独立行政法人等での導入を促進 [平成28年4月] 長崎県企業と自治体での職員証としての導入を促す経緯関係及び自治体向け通知を提出(平成28年11月)	国、地方公共団体、独立行政法人等での導入を促進 [平成28年4月] 長崎県企業と自治体での職員証としての導入を促す経緯関係及び自治体向け通知を提出(平成28年11月)	国、地方公共団体、独立行政法人等での導入を促進 [平成28年4月] 長崎県企業と自治体での職員証としての導入を促す経緯関係及び自治体向け通知を提出(平成28年11月)
本人確認手段として活用 (金融機関での口座開設、電話契約、古物品販売、湯・入館に際してなど)	本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を促す経緯関係向け通知を提出(平成28年11月)	本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を促す経緯関係向け通知を提出(平成28年11月)	本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を促す経緯関係向け通知を提出(平成28年11月)
マイナンバーカード等への旧姓併記など券面記載事項の充実	住居基本台帳法施行令等の改正作業 システム改修・テスト等ノ自治体の関係機関の改正等 平成30年度以降順次により実施	住居基本台帳法施行令等の改正作業 システム改修・テスト等ノ自治体の関係機関の改正等 平成30年度以降順次により実施	住居基本台帳法施行令等の改正作業 システム改修・テスト等ノ自治体の関係機関の改正等 平成30年度以降順次により実施
カードの多機能化の推進(行政サービスにおける利用) (印鑑登録証、公的個人認証利用カード、自治体ポイントカードなど)	一部の地方公共団体で開始(印鑑登録カード等として利用) マイナポータルによる地域活性化施策の実施	一部の地方公共団体で開始(印鑑登録カード等として利用) マイナポータルによる地域活性化施策の実施	一部の地方公共団体で開始(印鑑登録カード等として利用) マイナポータルによる地域活性化施策の実施
住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付	270自治体(対象人口5,341万人) [H28.10.1時点]	270自治体(対象人口5,341万人) [H28.10.1時点]	270自治体(対象人口5,341万人) [H28.10.1時点]
海外における継続利用	海外に出発する公的個人認証書の継続利用の確保(平成31年度以内)	海外に出発する公的個人認証書の継続利用の確保(平成31年度以内)	海外に出発する公的個人認証書の継続利用の確保(平成31年度以内)
電子委任状を活用した電子調達	電子委任状を活用した電子調達の推進(平成28年度)	電子委任状を活用した電子調達の推進(平成28年度)	電子委任状を活用した電子調達の推進(平成28年度)
公的個人認証サービス等の民間開放	公的個人認証サービスを活用する民間事業者の認定開始(平成28年度)	公的個人認証サービスを活用する民間事業者の認定開始(平成28年度)	公的個人認証サービスを活用する民間事業者の認定開始(平成28年度)
インターネットバンキングへの認証手段	インターネットバンキングへの認証手段の導入(平成28年度)	インターネットバンキングへの認証手段の導入(平成28年度)	インターネットバンキングへの認証手段の導入(平成28年度)
電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進	電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進(平成28年度)	電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進(平成28年度)	電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進(平成28年度)
医療・健康情報へのアクセス認証手段	医療・健康情報へのアクセス認証手段の導入(平成28年度)	医療・健康情報へのアクセス認証手段の導入(平成28年度)	医療・健康情報へのアクセス認証手段の導入(平成28年度)
イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止	イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止(平成28年度)	イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止(平成28年度)	イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止(平成28年度)
東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携	東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携(平成28年度)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携(平成28年度)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携(平成28年度)
カジノ入場規制	カジノ入場規制(平成28年度)	カジノ入場規制(平成28年度)	カジノ入場規制(平成28年度)
官民の情報連携推進 (マイナンバーカードと連携した情報の提供等)	官民の情報連携推進(マイナンバーカードと連携した情報の提供等)(平成28年度)	官民の情報連携推進(マイナンバーカードと連携した情報の提供等)(平成28年度)	官民の情報連携推進(マイナンバーカードと連携した情報の提供等)(平成28年度)
医師資格(HPKI)との連携	医師資格(HPKI)との連携(平成28年度)	医師資格(HPKI)との連携(平成28年度)	医師資格(HPKI)との連携(平成28年度)
カードの多機能化の推進(民間サービスにおける利用) (図書館、クレジットカードなど)	カードの多機能化の推進(民間サービスにおける利用)(平成28年度)	カードの多機能化の推進(民間サービスにおける利用)(平成28年度)	カードの多機能化の推進(民間サービスにおける利用)(平成28年度)
医療保険のオンライン資格確認の導入	医療保険のオンライン資格確認の導入(平成28年度)	医療保険のオンライン資格確認の導入(平成28年度)	医療保険のオンライン資格確認の導入(平成28年度)

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

3

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降
マイナポータル利用環境整備 官民のオンラインサービスとの連携	システム開発・テスト	マイナポータルアカウントの開設開始(平成29年1月～) e-Taxとの連携運用開始(平成29年1月～) 市町村にアクセス端末設置(平成29年～7月中) 情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧(平成29年7月～) マイナポータル利用環境改善 ○平成29年7月～スマホQRコード認証アプリ利用開始等 ○平成29年度秋頃～PCOサインアプリ利用開始等/スマホ電子署名利用開始等 ○平成30年4月頃～スマホ専用画面の利用開始等	なんきんネットや金融機関の顧客サイトなど 官民のオンラインサービスとの連携連携を拡大
	子育てワンストップサービス	子育てワンストップ検討タスクフォースにて子育てワンストップサービスの対象手続等について検討・取りまとめ(平成28年9月) 全市区町村での開始を促すアクションプログラム取りまとめ・地方公共団体へ実用作業に係るガイドライン提示(平成28年12月)・準備作業	保育所等の入所申請等(平成29年10月～) 児童手当照会照会(平成30年6月～) 児童手当照会照会照会事前送達、照会予約(平成30年7月～)
	公金決済サービス	システム開発・テスト	【平成29年7月～】 子育て関連手続でのサービス検索・閲覧の開始 順次、オンラインでの申請・届出、照会予約、請求や予防接種等のお知らせを実施 自治体の電子的な公金決済サービスと連動した公金決済サービスを実施 地方税や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の実現
	引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス		実現に向けた方策の検討・取りまとめ(平成29年度) 民間とも連携し、可能なものから順次サービス開始
	医療費通知を活用した医療費控除の簡素化		システム開発 実現可能な保険者等から段階的に実施(平成30年1月～)
	ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化		【平成29年度～】 法制度の検討(地方税法) システムの整備 【平成31年1月～】 できる限り速やかにサービス開始
国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化		【平成29年度以降】 ※日本年金機構における情報連携の予定が未定のため実施時期は未定	
アクセス手段の多様化	スマートフォンでの読み取り	平成28年11月以降、対応スマートフォン順次発売(※)スマホ(ベタ)	対応制度の拡大や対応サービス(アプリ)の導入を推進
	スマートフォンのSIMカード等への搭載		技術実証(イベント会場において実証実験(平成29年3月)) 法制度の検討(公的個人認証法) SIMカード等へのダウンロードサービスの実用化を図る(平成31年中)
	CATVからのアクセス	富山県南都市でマイナンバーカードを活用した母子医療手帳、お薬手帳サービスを実用化(平成28年4月)	岩手県盛岡市及び富山県南都市において、マイナンバーカードを活用した民泊サービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す(平成29年度中～) 岩手県盛岡市や富山県南都市、富山県南都市での取組状況を踏まえ、ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな技術実証(平成29年5月頃～) スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応SIMについて、一部事業者において導入着手(平成30年12月以降)
	デジタルテレビからのアクセス	推進組織(一社)スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化(暫定) 設立(平成27年9月) 対応スマートテレビによる運用開始の実証(平成28年3月～)	北海道西貢町、徳島県美波町での対応機器を使った実証結果も踏まえ、実用化に向けて検討

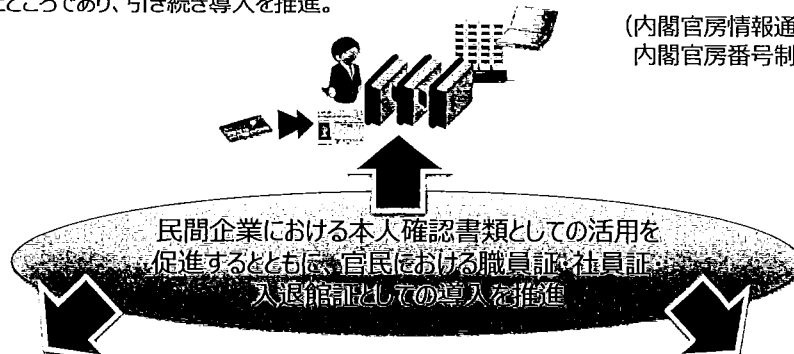
参考資料

身分証等としての利用

公務員等や民間企業の職員証・社員証

- 機関ごとに作成していた身分証等（職員証・社員証等）についてマイナンバーカードの利用でコスト削減が可能に。
（入館ゲート等にマイナンバーカードをかざして、入退管理）
- 平成28年4月から国家公務員等の職員証として利用開始。同年11月に地方公共団体の職員証や民間企業の社員証、入退館証としての利活用検討を要請したところであり、引き続き導入を推進。

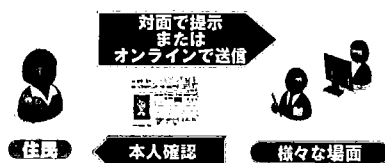
（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、
内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局）



本人確認手段として活用

- マイナンバーカードは基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）が記載された顔写真付きの公的な身分証。
- 官民の本人確認を要する場面における本人確認書類として利用可能。
- 平成27年11月には電気通信事業関係団体に対し本人確認手段として利用可能な旨を周知。平成28年11月には経済団体に対し本人確認手段としての利活用検討を要請。平成29年以降も引き続き活用を働きかけ。

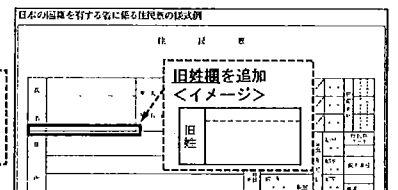
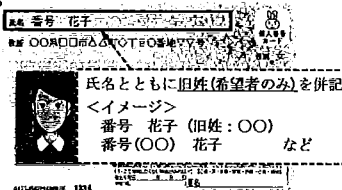
（内閣府番号制度担当室・総務省自治行政局）



マイナンバーカード等への旧姓併記など券面記載事項の充実

- 希望する者のマイナンバーカード等に旧姓を併記する。
- 平成30年度以降速やかに施行できるよう、平成28年から住民基本台帳法施行令等の改正作業やシステム改修等の準備を進めている。

（総務省自治行政局）

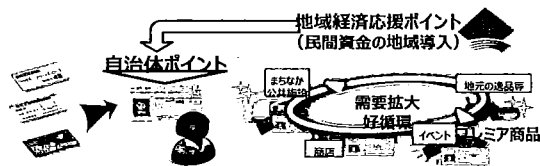


行政サービスにおける利用

カードの多機能化の推進（行政サービスにおける利用）

- 地方自治体における独自利用として、一部の自治体で印鑑登録証や図書館カードとしての活用を実施。
- 引き続き各自治体における利用を促進するとともに、マイキープラットフォームを構築して、公立図書館（1,350自治体）の図書館カードとしての活用や、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等の実証を実施。

（総務省自治行政局・地域力創造グループ）



住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。さらに、政府調達での利用や海外における公的個人認証機能の継続利用に向けた検討

住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付

- これまでは自治体窓口で取得していた住民票や戸籍等の証明書が、最寄りのコンビニで取得可能に。
- 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、未導入団体の参加を促進し、平成31年度末時点での実施自治体の人口合計について1億人超を目指す。

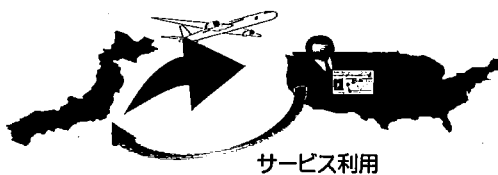
（総務省自治行政局）



海外における継続利用

- 海外においても各種官民サービス等が利用可能となるよう、平成31年度中の実現に向け、海外転出後の公的個人認証機能継続に関する公的個人認証法の改正を検討。

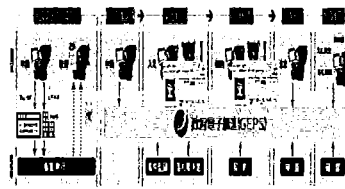
（総務省自治行政局）



電子委任状を活用した電子調達

- 政府調達において、企業の代表者から委任を受けた担当者が、マイナンバーカード等を用いて入札書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、その結果を踏まえてマイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの開発に着手し、平成29年度末以降の利用を図る。

（総務省情報通信国際戦略局・情報流通行政局・行政管理局）



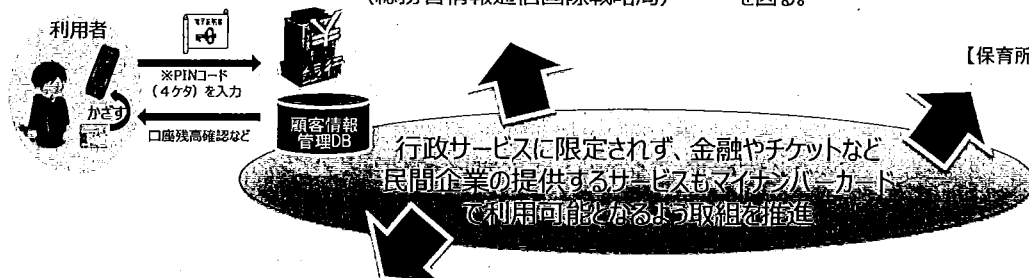
民間サービスにおける利用①

7

インターネットバンキングへの認証手段

- これまでは金融機関ごとにID、パスワードを設定し利用していたが、マイナンバーカードとPINコードで利用可能に。
- マイナンバーカードをかざしてログイン、口座残高照会などへ。
- 群馬銀行の協力の下、平成29年5月頃から、ログイン・口座残高照会へのマイナンバーカード活用実証を実施。その結果も踏まえ、平成30年以降、JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る。

(総務省情報通信国際戦略局)

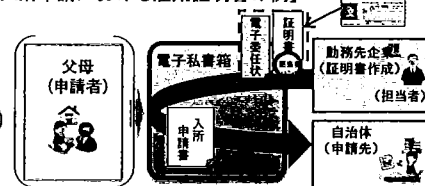


電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進

- 企業の代表者から委任を受けた担当者がマイナンバーカード等を用いて証明書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、同年5月頃から、群馬県前橋市、兵庫県神戸市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書をを用いた実証実験を実施し、平成30年以降の実用化を図る。

(総務省情報通信国際戦略局)

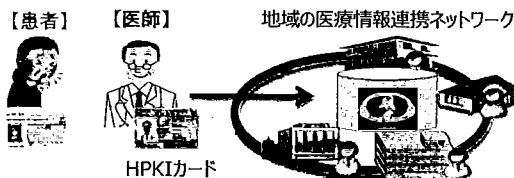
【保育所入所申請における雇用証明書の例】



医療・健康情報へのアクセス認証手段

- これまで地域医療ネットワーク内で参照していた患者の医療データを、患者の同意を確認した上で、全国で参照可能に。
- 医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得手段として公的個人認証サービスを活用。
- 患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、平成29年春頃から、医師が医療データにアクセスする際に、患者本人の同意取得の手段として公的個人認証サービスを活用するとともに、地域医療ネットワーク間の相互参照に医療等IDを活用する実証実験を開始し、平成30年以降の地域における実用化を図る。

(総務省情報流通行政局・情報通信国際戦略局)



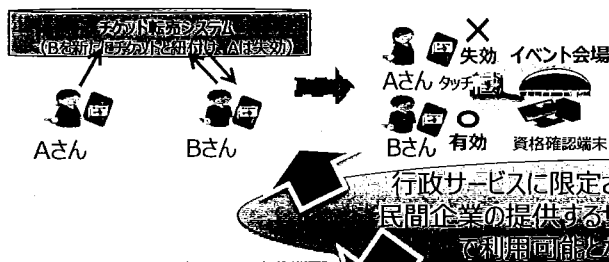
民間サービスにおける利用②

8

イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止

- これまでは紙のチケットや身分証明書を提示して入場する必要があったが、これに加えて、マイナンバーカードと紐付けることにより不正転売を抑止。
- 買った本人がマイナンバーカード（SIMカード等に電子証明書を搭載したスマートフォン）でイベント会場等に入場。
- 平成29年5月頃から、マイナンバーカードを活用したチケット適正転売のためのシステム実証を実施し、平成30年以降の実用化を図る。

（総務省情報通信国際戦略局）



東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携

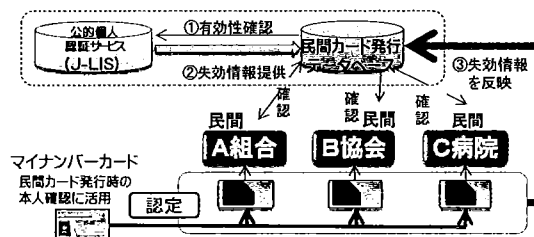
- これまでは紙のチケットや身分証明書を提示して入場する必要があったが、マイナンバーカードによる入場時の本人確認やボランティアを含む適正な入場管理が可能になることを目指し、関係者との検討・協議を進める。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で、マイナンバーカード（SIMカード等に電子証明書を搭載したスマートフォン）によるチケットレス化やセキュリティ面での活用の可能性を含め、観客への販売、入場管理での連携を検討する。また、ボランティアの会場への入退場の管理についても協議を進める。
- 平成29年中に（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との検討・協議を進め、同年10月頃からIoTおもてなしクラウドを活用した実証実験とも連携。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて競技会場への実装の可能性を検討する。

（総務省情報通信国際戦略局）

官民の認証連携推進

- これまで民間事業者によるサービス利用者の現況把握には限界があったが、ID管理が確実に。
- 民間の団体等が、マイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の構成員等の現況を把握・反映することで、IDの信頼性を向上。
- 平成29年7月を目途に検討結果を取りまとめ、平成30年以降に必要な法制度を検討。

（総務省情報通信国際戦略局）

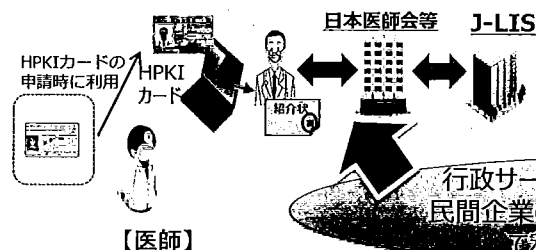


民間サービスにおける利用③

9

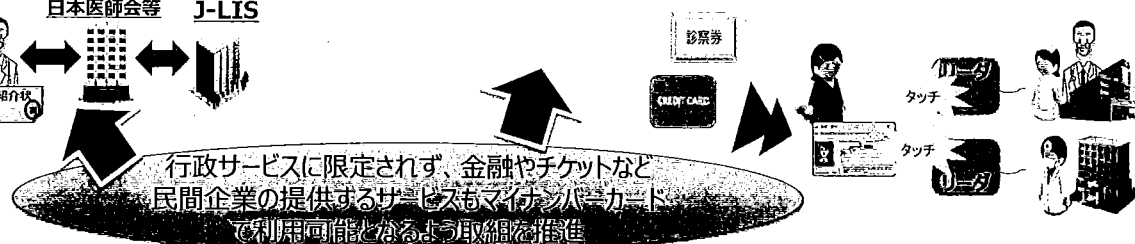
医師資格(HPKI)との連携

- これまでは医師の死亡などをリアルタイムに把握できなかったが、医師の本人確認を確実に実施。
- 医師が、HPKIカード（電子医師資格証）の発行申請の際にマイナンバーカードで電子署名。
- 群馬県前橋市におけるHPKIとJPKIの利用拡大に関する日本医師会と（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構との検討状況も踏まえ、平成29年5月頃から、HPKIカードとの連携について実証実験を実施し、平成30年以降の地域における実用化を図る。
（総務省情報通信国際戦略局）



カードの多機能化の推進 （民間サービスにおける利用）

- これまでは利用するサービスごとに異なるカードを持参する必要があったが、マイナンバーカード1枚で様々なサービスの利用が可能に。
- クレジットカードや診察券など、様々なカードの機能をマイナンバーカードでも活用可能となるよう検討。
- 群馬県前橋市などの医療関係者の協力の下、平成29年5月頃から、共通診察券として利用するための実証実験を実施し、医療等IDや既存の患者IDの在り方も踏まえつつ、平成30年以降の地域や各業界での実用化を図る。
（総務省情報通信国際戦略局）



医療保険のオンライン資格確認の導入

- これまでは紙やカードタイプの保険証を確認していたが、オンラインで保険資格を確認でき、資格過誤の抑制が可能に。
- 医療機関の窓口で、マイナンバーカードをかざして、オンラインで保険資格を確認。
- 平成29年度から、厚生労働省において医療保険のオンライン資格確認システムの開発に着手し、平成30年度から段階的に運用を開始、平成32年に本格運用の開始を図る。

（厚生労働省保険局）

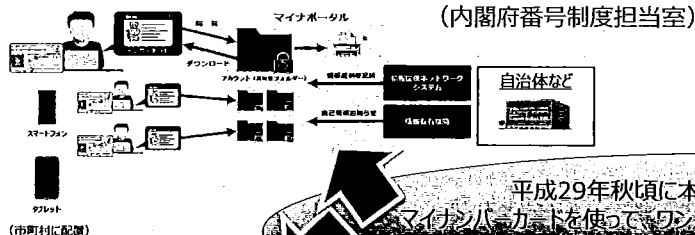


マイナポータル の 利便性向上①

10

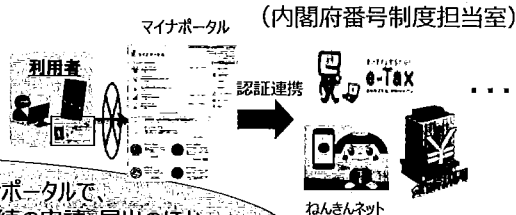
マイナポータル の 利用環境整備

- 税・社会保障に関する自らの情報そのものや行政機関等の中でのやりとりをオンラインで確認可能に。
- マイナンバーカードでログインし、行政機関等が持つ自分のマイナンバーを含む個人情報や、そのやりとり履歴の確認が可能に。
- 平成29年1月からアカウント開設が始まり、同年7月から情報確認が可能に。市町村配置端末やスマートフォンからの利用環境も順次整備。



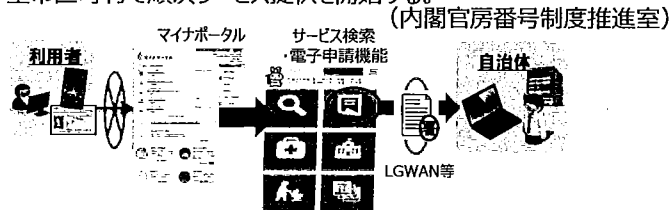
官民のオンラインサービスとの連携

- これまで各機関のサイトに個別にアクセスし、別々のID・パスワードでログインする必要があったが、マイナポータルからシングルサインオンでアクセス可能に。
- マイナンバーカードでログインし、自らが選択した官民のオンラインサービスと認証連携。
- 平成29年1月からe-Taxと連携（マイナポータルからシームレスにe-Taxのメッセージボックス等の確認が可能）開始、順次、ねんきんネットや金融機関サイト等に拡大。



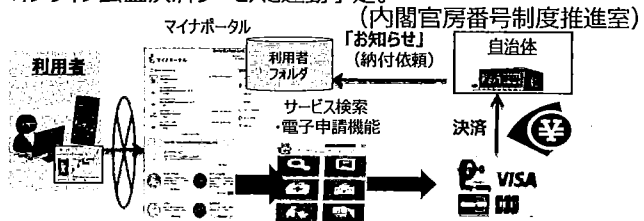
子育てワンストップサービス

- これまで自治体窓口で個別に出向いて行っていた必要のあった手続きが、自宅などからオンラインで可能に。
- マイナポータルで市区町村の子育て関連手続きを検索し、マイナンバーカードで電子署名を付して申請。
- 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、全市区町村での参加を促進し、平成29年秋頃のマイナポータル本格運用開始に併せて、全市区町村で順次サービス提供を開始する。



公金決済サービス

- これまで各自治体のサイトにアクセスし、納付書を基に納付手続を行う必要があったが、マイナポータルのお知らせからシームレスにアクセスし納付することが可能に。
- マイナンバーカードでログインし、自治体からの公金納付依頼（お知らせ）に対してペイジー又はクレジットカードでオンライン決済。
- 平成29年秋頃のマイナポータル本格運用開始に併せて、自治体のオンライン公金決済サービスと連動予定。

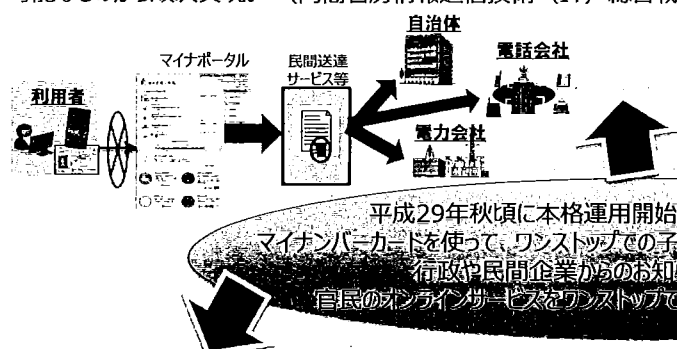


マイナポータル の 利便性向上②

11

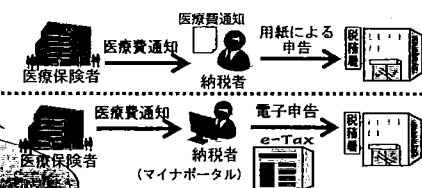
引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス

- これまで自治体窓口や公共機関等に個別に連絡する必要があったが、自宅などからオンラインで一括手続が可能に。
- マイナポータルの機能を活用し、引越や死亡等に伴う変更情報を、自らが選択した機関に一括して届出できるなど、利便性の高いスキームを検討。
- 平成29年度内に実現に向けた方策を取りまとめ、平成30年以降、可能なものから順次実現。（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）



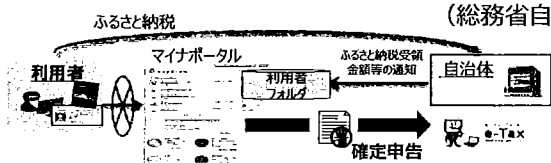
医療費通知を活用した医療費控除の簡素化

- これまで、①医療機関等の領収書の収集②電子申告では領収書のデータ入力をする等が必要だったが、今後は医療保険者の医療費通知を証明書として申告手続を行うことを可能に。
- これにより①領収書の収集を簡素化できる。②さらに、電子申告ではマイナポータル上で医療費通知を確認できるようにし、e-Tax上の申告書にその内容を転記可能となり、データ入力などの手間を簡素化できる。
- 平成29年度内にシステム開発を行い、平成30年1月以降、実施可能な保険者等から段階的に開始。（厚生労働省保険局）



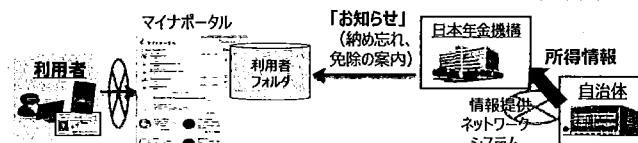
ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化

- これまで寄附金控除適用のためには、ふるさと納税をした自治体からの受領書を添付する必要があったが、当該自治体からオンラインで受け取るふるさと納税受領金額等の通知を電子申告に活用可能に。
- マイナポータルを利用して受け取るふるさと納税受領金額等の通知を添付して、e-Taxで確定申告。
- 平成29年度から法制度（地方税法）の検討及びシステム整備を行い、平成31年1月以降できる限り速やかにサービス開始。（総務省自治税務局）



国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化

- これまで紙などで行っていた国民年金保険料の免除該当者等への案内がオンラインでも可能に。
- マイナポータルの「お知らせ」機能で、国民年金保険料が未納である旨や免除申請が可能である旨を案内。
- 平成29年度以降、実施予定。（日本年金機構の情報連携時期未定）（厚生労働省年金局）



アクセス手段の多様化

12

スマートフォンでの読み取り

- ▶ スマートフォンでマイナンバーカードの電子証明書を読み取り、電子申請・Webサイトへのログインが可能に。
- ▶ 平成28年11月以降、ドコモ・au・ソフトバンクから対応スマートフォン^(注)を順次発売。平成29年以降、対応製品の拡大や対応サービス（アプリ）の導入を推進。

(注) シャープ製 AQUOS (ドコモ、au、ソフトバンク)
富士通製 arrows (ドコモ)

(総務省自治行政局・情報通信国際戦略局)



スマートフォンのSIMカード等への搭載

- ▶ マイナンバーカードが手元になくても、スマートフォンだけで本人確認やログインが可能に。
- ▶ 平成29年3月にSIMカード等へのダウンロードに関する技術実証が終了。平成31年中の実用化に向け公的個人認証法の改正を検討。

(総務省自治行政局・情報通信国際戦略局)

活用例① マイナンバーカードの代わりにスマートフォンをタッチ

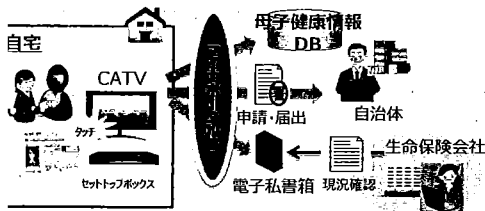


活用例② スマートフォンのアプリ上で利用



CATVからのアクセス

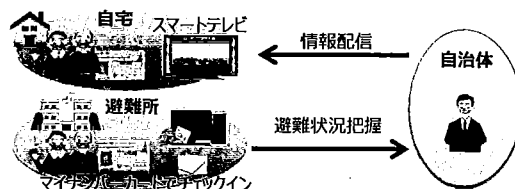
- ▶ これまではパソコンやスマートフォンなど高齢者には操作しづらい場合もあったが、ケーブルテレビ画面で見やすく、リモコン等で操作可能に。
- ▶ マイナンバーカードで、自宅のケーブルテレビから、マイナポータルなど様々なサービスを利用。
- ▶ 岩手県葛巻町や富山県南砺市、高知県南国市での取組状況^(注)も踏まえ、平成29年5月頃から、ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな技術実証を実施し、平成30年12月を目途に、スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応STBについて、一部事業者において導入に着手する。(総務省情報通信国際戦略局)



(注)
・富山県南砺市は、平成28年4月に母子健康手帳・お薬手帳サービスを実用化。
・岩手県葛巻町及び高知県南国市は、平成29年度中を目途に見守りサービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す。

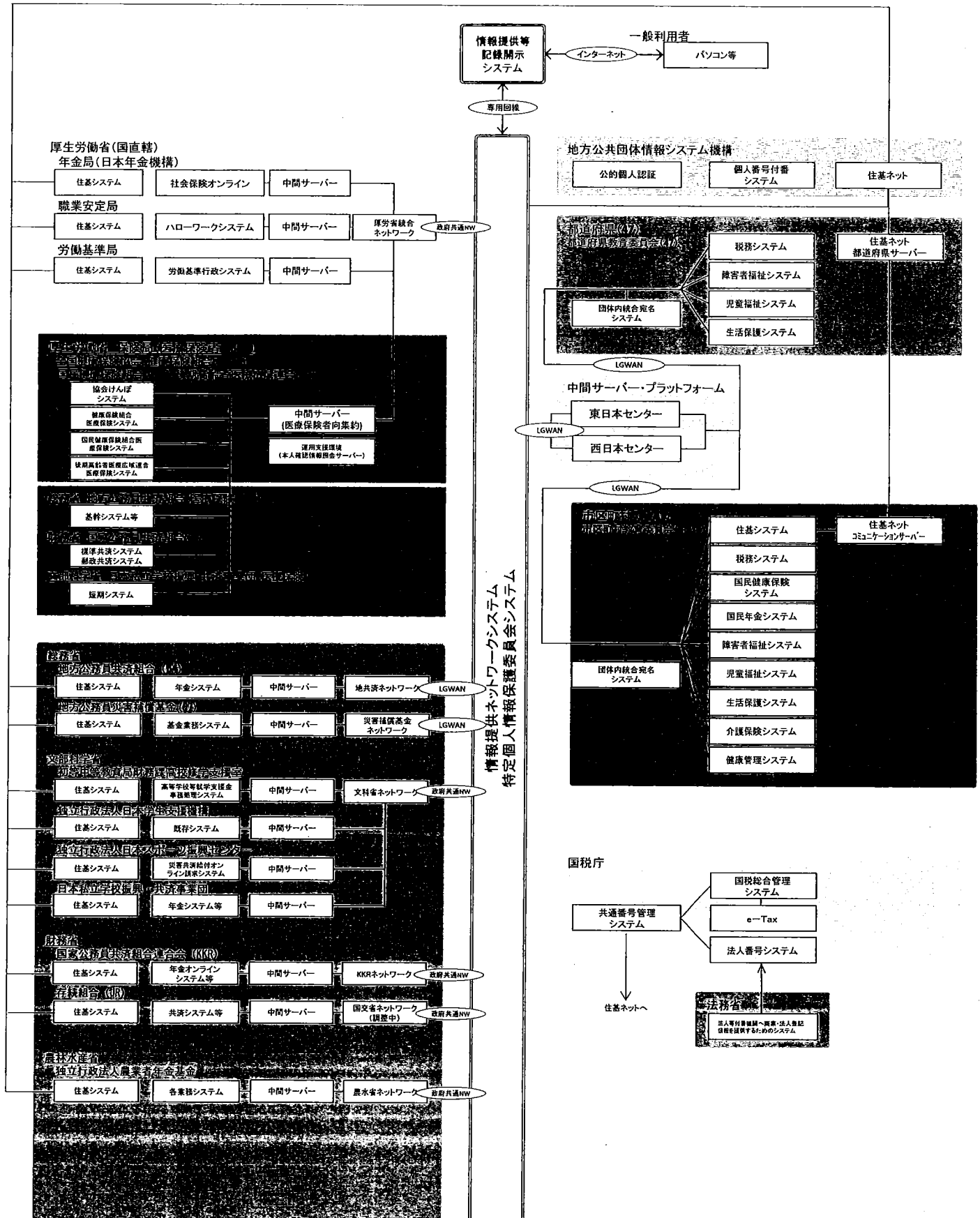
デジタルテレビからのアクセス

- ▶ これまでは一律の防災情報が表示されていたが、自分に合った防災情報を取得でき、自治体も住民の避難状況等を把握可能に。
- ▶ マイナンバーカードを使って、自宅のスマートテレビから、自分に合った防災・見守り情報を取得。(自治体は住民の避難状況などを把握可能)
- ▶ 平成27年9月にスマートテレビ経由での公的個人認証サービスの活用を推進する一般社団法人を設立。平成29年1～2月に北海道西興部村、徳島県美波町において実施した実証実験の結果も踏まえ、実用化に向けた検討を行う。(総務省情報通信国際戦略局)



マイナンバー制度関連システム全体概要図

資料1



答弁書第一三六号

内閣参質一八九第一三六号

平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員福島みずほ君提出番号法、個人情報保護法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出番号法、個人情報保護法に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「捜査関係事項照会の際に、個人番号により照会すること」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第十条第十二号に該当する適法な特定個人情報の提供になり得る。また、お尋ねの「個人番号が付いていなければ警察等に提供されない個人情報」が、個人番号が付き特定個人情報となることにより提供可能になる」については、その意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

一の2及び3について

法第十九条第十二号の刑事事件の捜査が行われる場合等における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、法第五十条から第五十二条までの規定は適用されず、また、当該特定個人情報、法附則第六条第五項に規定する情報提供等記録開示システムの対象とはならない。一方、当該特定個人情報に係る特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、法第二十七条の規定により特定個人情報保護評価を実施する必要がある。また、刑事事件の捜査において押収された資料等

については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）その他の関係法令に基づき適切に取り扱われるものと考えている。

一の4について

法第十九条第十二号に該当して特定個人情報の提供を受けた者は、法第九条第五項の規定により、その提供を受けた目的を達成するために必要限度で個人番号を利用することができるとされているが、その目的と限度の関係については、個別具体的な事案に即して判断されるべきものであり、あらかじめお尋ねの「判断基準」をお示しすることは困難である。

一の5について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、御指摘の「破壊活動防止法第二十九条による公安調査庁と警察庁及び都道府県警察との間の特定個人情報を含む情報又は資料の交換」については、法第十九条第十二号に該当せず、認められていない。

一の6について

特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第十二条の規定による適性評価の実施にお

いては、現時点で特定個人情報を利用する必要性はないと考えている。

二について

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる匿名加工情報については、個人情報に該当しないことから、個人情報に関して設けられた本人に認められる権利等に関する規定の適用はない。

三の1について

御指摘の場合に、事業者が従業者等に給与等を支払わないことは、お尋ねの「労働関係法規」上許されるものではない。また、事業者が従業者等に給与等を支払うこと自体は国税に関する法令に抵触するものではないが、そのことが、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）等の規定により、従業者等が申告書等に個人番号を記載する義務を免除するものではない。

三の2及び3について

法第十六条において、個人番号利用事務等実施者は、法第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、本人確認の措置をとらなければならないものとされているが、所得税法第百九十

四条第一項の規定により扶養控除等申告書を提出しなければならないこととされている給与等の支払を受ける者は、法第二条第十三項に規定する個人番号関係事務実施者に該当するため、法第十六条の規定により、個人番号利用事務等実施者として当該扶養控除等申告書に配偶者等の個人番号を記載するためにその提供を受ける際に本人確認の措置をとることとなる。また、本人確認の措置については、必ずしも対面で行う必要はなく、電子情報処理組織を使用して個人番号を提供する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第四条の規定により地方公共団体情報システム機構による電子署名を要するなど、送受信の際の情報漏えいの防止を図った上で個人番号及び個人識別事項に係る情報を送信する方法も認めることとしている。

三の4について

御指摘の「リスクを回避できる制度」については承知しておらず、そのような制度を導入することは考えていない。

三の5について

法や国税に関する法令において個人番号の漏えいや悪用を防止するための仕組みは十分に整備されてお

り、御指摘の「手に負えなくなる危険がある」とは考えていない。また、御指摘の「仕組み」については承知しておらず、そのような制度を導入することは考えていない。

三の6について

御指摘の「個人番号の不適切利用等」に係る罰則が適用される要件については、法において明確に定められている。また、御指摘の「番号制」や「番号政策」を実施することは考えていない。

三の7について

法第二条第十四項に規定する行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、法第二十七条の規定により特定個人情報保護評価を実施する必要があるが、同条第一項に規定する評価書には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる主なりリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するための措置についての記載がされている。

三の8について

お尋ねについては、個別具体的な状況に即して判断されるものであり一概にお答えすることは困難であるが、国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）等に基づき適切に対応することとなる。

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)へのマイナンバー記載の
一部見直しについて

地方税分野におけるマイナンバーの利用については、平成 27 年 12 月 18 日付け総務省自治税務局各課長連名通知「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」(総税企第 117 号、総税都第 79 号、総税市第 94 号、総税固第 89 号)でお示ししているところですが、このたび、平成 30 年度与党税制改正大綱(平成 29 年 12 月 14 日決定、自由民主党・公明党)において、給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)(以下、「特別徴収義務者用通知」という。)へのマイナンバー記載の取扱いを一部見直す方針が示されました。今後、下記のとおり取扱いを見直すこととし、年内を目途に所要の地方税法施行規則(以下、「省令」という。)の改正を予定してまいりますので、あらかじめご承知おきいただくとともに、遺漏のないよう準備等をお願いします。

なお、省令の改正後、改めて通知を発出する予定ですので、申し添えます。

貴都道府県におかれましては、各市区町村に対して、この旨を周知するとともに、必要な助言等をお願いします。

記

平成 30 年度分の個人住民税(※1)より、特徴義務者用通知を電子的に送付する場合(以下の①～③)には、マイナンバーを記載するが、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わない(※2)こととする。

- ① 特徴義務者用通知を「正本」として、電子情報処理組織(eLTAX)を使用する方法により送付する場合(地方税法第 321 条の 4 第 7 項)
- ② 特徴義務者用通知を「副本」として、電子情報処理組織(eLTAX)を使用する方法により送付する場合(省令改正を予定)
- ③ 特徴義務者用通知を「副本」として、光ディスク等に記録する方法により送付する場合(省令改正を予定)

(※1) 平成 29 年度分の個人住民税については、従前の取扱いとする。

(※2) 事業主のマイナンバー(法人番号を含む。)についても同様の取扱いとする。なお、省令様式(第 3 号様式)の改正は行わないこととする。

【参考】

平成 30 年度与党税制改正大綱(抄)

第二 平成 30 年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

6 その他

(地方税)

〈個人住民税〉

(13) 給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織(eLTAX)を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする。

(注) 上記の改正は、平成 30 年度分以後の個人住民税について適用する。

以上

2 この省令による改正後の地方税法施行規則第二条第二項及び第三項は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十九年分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。